

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白河市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福島県白河市長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	白河市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導、②新生児の訪問指導、③妊産婦・乳幼児健康診査、④妊娠の届出、⑤母子健康手帳の交付、⑥妊産婦の訪問指導、⑦低体重児の届出、⑧未熟児の訪問指導、⑨養育医療に関する事務、⑩妊婦のための支援給付金に関する事務、⑪こども家庭センターが行う各種相談、連絡調整・支援、助産その他の母子保健に関する事業
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)妊娠届出ファイル (2)母子保健、乳幼児健診ファイル (3)養育医療関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項・別表第一(49項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会の根拠)69の2項、70項(情報提供の根拠)26項、56の2項、86項、87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども未来局 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-28-5523 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-28-5523 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録時においては、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、本人からの個人番号取得の徹底や、住民基本台帳ネットワークシステムでの照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの場合でも複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	白河市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、またUSBメモリは事前に許可された媒体のみ使用する、また特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. ①部署	保健福祉部 健康増進課	保健福祉部 こども未来室 こども支援課	事後	機構改革
平成29年4月1日	7. 請求先	郵便番号961-0054 白河市役所 保健福祉部 健康増進課 母子保健係 住所: 福島県白河市北中川原313番地 電話: 0248-27-2112 ファクス: 0248-24-5525 E-mail: kenkozoshin@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-27-2113 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
平成29年4月1日	8. 連絡先	郵便番号961-0054 白河市役所 保健福祉部 健康増進課 母子保健係 住所: 福島県白河市北中川原313番地 電話: 0248-27-2112 ファクス: 0248-24-5525 E-mail: kenkozoshin@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-27-2113 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
令和2年1月27日	1. ②事務の概要	白河市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に関する事務	白河市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査及び動契 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターが行う各種相談、連絡調整・支援、助産その他の母子保健に関する事業	事前	母子保健情報連携システム運用開始に係る準備
令和2年1月27日	4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会の根拠)70項(情報提供の根拠)26項、56の2項、87項	・番号法第19条第7号及び別表第二(情報照会の根拠)69の2項、70項(情報提供の根拠)26項、56の2項、86項、87項	事前	母子保健情報連携システム運用開始に係る準備
令和7年4月1日	7. 請求先 8. 連絡先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-27-2113 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 母子健康係 住所: 福島県白河市八幡小路7番地1 電話: 0248-28-5523 ファクス: 0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
令和7年4月1日	1. ②事務の概要	白河市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査及び動契 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に関する事務 ⑩母子健康包括支援センターが行う各種相談、連絡調整・支援、助産その他の母子保健に関する事業	白河市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③妊産婦・乳幼児健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療に関する事務 ⑩妊婦のための支援給付金に関する事務 ⑪こども家庭センターが行う各種相談、連絡調整・支援、助産その他の母子保健に関する事業	事前	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		(様式変更に伴う項目追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和7年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと表え		(様式変更に伴う項目追加)	事後	様式変更に伴う修正